

## 紹介手数料返還金制度

(紹介手数料の返還)

第3条 採用決定者が入社後、本人の責めに帰すべき事由により6か月未満で退職した場合は、乙はその期間に応じ第2条により支払われた紹介手数料を返還するものとする。

2か月未満で退職した場合・・・・・・・・・・100%に相当する額

2か月以上4か月未満で退職した場合・・・・・・・・60%に相当する額

4か月以上6か月未満で退職した場合・・・・・・・・30%に相当する額

2 採用決定者の退職が、甲の都合による解雇又は当該採用者の死亡等不測の事態による場合には紹介手数料の返還は行わない。